

えびの市談合情報対応要領

第1 趣旨

えびの市が発注する全ての入札の適正を期するとともに、事業の円滑な執行を確保するため、入札談合に関する情報があつた場合の対応について定めるものとする。

第2 情報の確認及びえびの市建設工事等入札参加資格等審査会の開催

1. 情報の確認

- (1) 入札に付そうとする又は入札に付した入札談合が疑われる情報（以下「談合情報」という。）を受けた者は、談合情報の提供者（以下「情報提供者」という。）に対して、次に掲げる事項を確認の上、速やかに所属長を経由して談合情報報告書（別記様式第1号。以下「報告書」という。）により、えびの市建設工事等入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に報告するものとする。
 - ① 情報提供者の氏名、連絡先等
 - ② 談合情報に係る入札の名称及び発注課名
 - ③ 落札予定業者名
 - ④ 落札予定金額
 - ⑤ 具体的な談合情報の入手先
 - ⑥ 談合が行われた日時及び場所
 - ⑦ 具体的な談合の方法
 - ⑧ 談合に関与した者の名称等
 - ⑨ 談合の取りまとめ等を行った者の氏名
 - ⑩ 落札予定業者の決定方法
 - ⑪ その他報告書に記載すべき事項
- (2) 情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (3) (1)に掲げる場合のほか、新聞等により談合情報を把握した者又は談合が疑われる事実若しくは行為を察知した者は、速やかに所属長を経由して報告書により事務局に報告する。

2. 建設工事等入札参加資格等審査会の開催

- (1) 事務局は、談合情報の報告を受けたときは、速やかに審査会の会長に報告し、会長は審査会を開催し、調査の実施の必要性について審議する。
- (2) 審査会は、明らかに信憑性がないと認められるものを除き、談合の事実について審議するものとする
- (3) 会長は、審査会において、談合情報について次表左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に掲げる情報（規定以上の情報）が確認されたときは、3名以上の審査員を指名し、第4に定めるところにより（談合情報の提供が開札前にあつては第3を経て）調査を実施するよう指示する。

区 分	必要とされる事項（規定以上の情報）
情報提供が開札前であり、情報提供者が実名である場合	1の（1）の②及び③のほか、④から⑩までのいずれか一以上
情報提供が開札前であり、情報提供者が匿名である場合	1の（1）の②、③及び⑤のほか、④、⑥から⑩までのいずれか一以上
情報提供が開札前であり、情報提供者が報道機関の場合	1の（1）の②及び③のほか、④から⑩までのいずれか二以上
情報提供者が職員の場合	1の（1）の⑥から⑩までのいずれか一以上
情報提供が開札後である場合又は上記の基準を満たさない場合	談合の具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）又は、談合に参加した者以外には知りえないと判断される情報

- (4) 会長は、調査を指示したときは、市長へ報告するとともに、調査を終えるまで、契約締結又は契約履行を保留する旨の指示を仰ぐものとする。
- (5) 会長は、調査を指示したときは、別記様式第2号により公正取引委員会への報告及び警察への通報を行う。

第3 開札

談合情報の提供が、開札前である場合は、開札を実施した上で次のとおり取り扱う。

なお、入札参加者に対しては、談合情報が規定以上の情報である場合は、談合情報が寄せられている旨及び落札結果を保留する旨を開札後に通知する。

1. 談合情報と異なる業者が落札者又は落札候補者となった場合

入札参加者全員から、誓約書（別記様式第3号）の提出を求める。

なお、誓約書については、公正取引委員会又は警察へ送付することがある旨を説明の上、提出を求めるものとする。

誓約書の提出後、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定し、会長に報告する。なお、会長から指示がある場合を除き、調査は行わない。

2. 談合情報どおりの業者が落札者等となった場合

会長から指名された審査員（以下、「指名審査員」という。）は、入札参加者及び情報提供者（以下「事情聴取対象者」という。）に対して、第4に定めるところにより事情聴取を行う。

第4 調査の実施

会長から調査の指示を受けた指名審査員及び事務局は、発注課と十分な連携を取り、次に定めるところにより対応する。なお、談合情報が開札後である場合は、調査を終えるまで契約締結または契約履行を保留する。この保留をした場合は、契約履行保留（再開）通知書（別記様式第4号）により通知する。

1. 事情聴取

(1) 事情聴取対象者への連絡

- ① 事務局は、事情聴取対象者への連絡を速やかに行うとともに、その内容を事情聴取連絡票（別記様式第5号）に記録する。
- ② 情報提供者に対しては、メモ、写真、録音データ、録画データ等の証拠品がある場合は、それらの提出を要請する。
- ③ 入札参加者に対しては、入札額の積算の基となる資料を持参するよう指示する。

(2) 事情聴取の実施

- ① 事情聴取は、指名審査員が事情聴取対象者全員に対して1業者ずつ行う。
- ② 事情聴取は、入札参加者については、代表者又は代表者に準ずる地位にある者に対して行う。また、共同企業体の場合は、原則として構成員の代表者に対して行うものとし、各構成員に対しては必要に応じて行う。
- ③ 事情聴取は、情報提供者、入札参加者の順に行い、その内容を事情聴取書（別記様式第6号）に事務局が記録する。なお、落札者等への事情聴取は、他の入札参加者の事情聴取後に行う。

(3) 工事費内訳書の審査

工事費内訳書は、(2)の事情聴取前に、各業者を比較し明細まで同一のものが無いこと、その他談合が疑われる事項等がないか、積算担当課が審査を行う。

(4) 誓約書の提出

事情聴取において談合の事実がないとする入札参加者に対しては、誓約書(別記様式第3号)の提出を求める。

なお、誓約書については、公正取引委員会又は警察へ送付することがある旨を説明の上、提出を求めるものとする。

2. 調査結果の報告

指名審査員及び事務局は、調査を終えたときは、速やかに調査報告書(別記様式第7号)に事情聴取連絡票、事情聴取書、誓約書、工事費内訳書及び事情聴取対象者から提出を受けた資料等の写しを添えて会長に報告する。なお、事情聴取連絡票等の原本は事務局で保管する。

第5 調査終了後の対応

1. 談合の事実の有無の認定

会長は、調査結果の報告を受けたときは、審査会の審議を経て、談合の事実の有無について認定する。

(1) 契約締結前にあっては、次のいずれかに該当する場合は、えびの市財務規則第123条第7号の規定により、入札を無効とし、入札参加者に理由を付して通知する。

- ① 談合の事実があったと認められた場合
- ② 談合の疑いが極めて強いと判断した場合
- ③ 開札前に提供された談合情報の落札予定金額が応札額と一致又はその差が僅少(±0.5%以内)であると認められた場合

(2) 契約締結後に談合の事実があったと認められる場合は、建設工事等の進捗状況を考慮して、審査会で協議の上、契約の解除等を含めた対応を決定する。

(3) (1)及び(2)以外の場合は、会長から特に指示がある場合を除き、落札者等の決定又は契約の締結を行う。また、契約締結後にあっては契約の履行

を保留した場合は、履行の再開について契約履行保留（再開）通知書（別記様式第4号）により通知する。

2. 公正取引委員会への報告等

会長は、審査会が談合の事実の有無について認定したときは、次のとおり取り扱う。

- (1) 談合の事実があると認められた場合又は談合の疑いが極めて強いと判断した場合

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定に基づき、別記様式第8号により、公正取引委員会に通知するとともに、警察に告発する。

- (2) 談合の事実があったと認められない場合（第3の1の談合情報と異なる業者が落札者等となった場合を含む。）

公正取引委員会及び警察に別記様式第9号により報告する。

第6 入札を無効とした場合の対応

第5の1(1)で入札を無効とした場合で、新たに入札を執行する場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 条件付一般競争入札の場合

原則として、入札参加資格のうち地域要件等を拡大した上で、入札を実施する。この場合においては、無効とされた入札の参加者は入札に参加できない旨の入札参加資格を設定する。

- (2) 指名競争入札の場合

審査会により対応を協議する。

第7 報道機関への対応

談合情報を把握して以降、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められたときは、会長から特に指示がある場合を除き、事務局が対応するものとする。

第8 その他

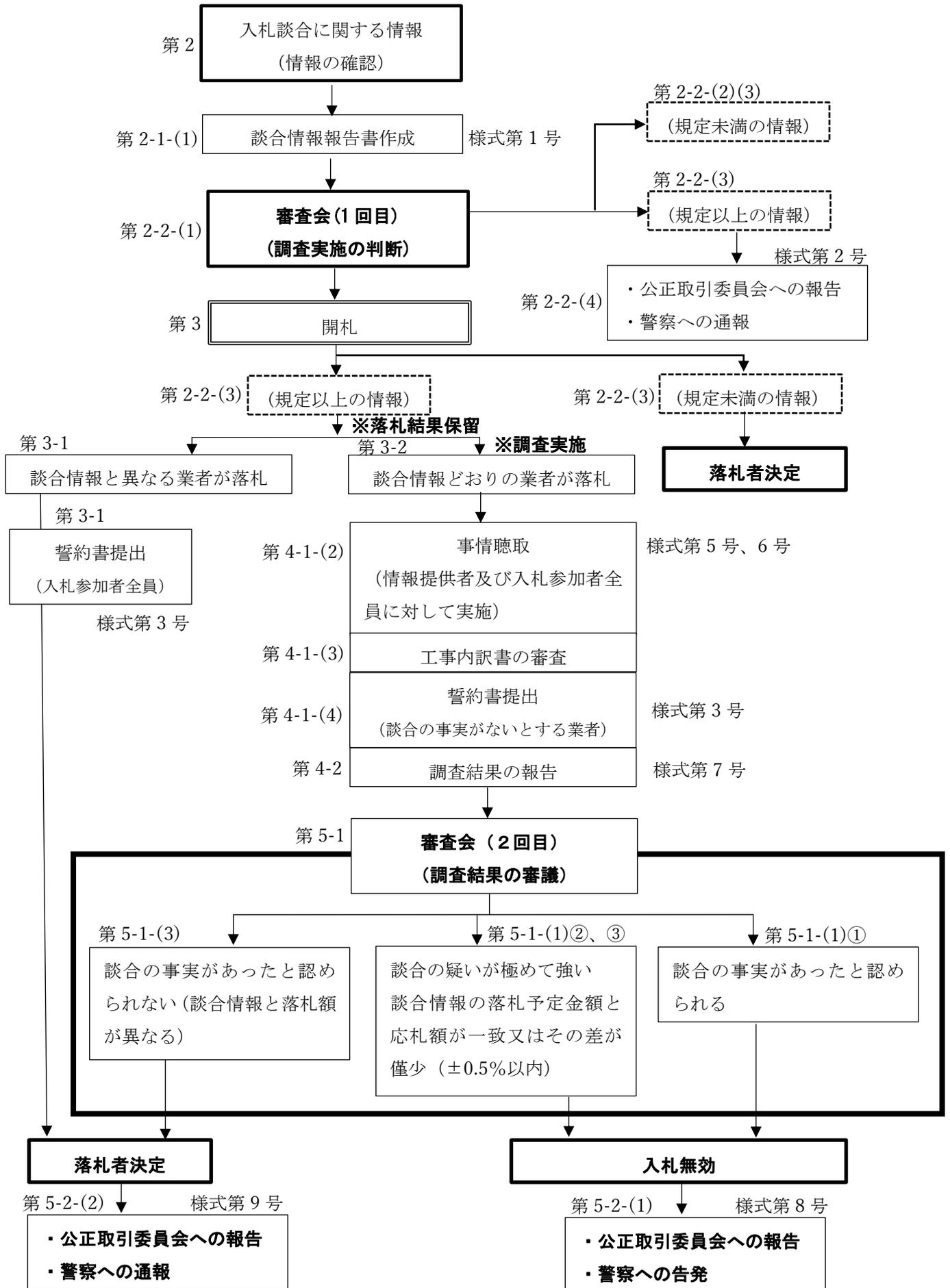
随意契約（見積合わせを行う場合に限る。）において談合情報があった場合は、競争入札の手續に準じて取り扱うことができるものとする。

附則

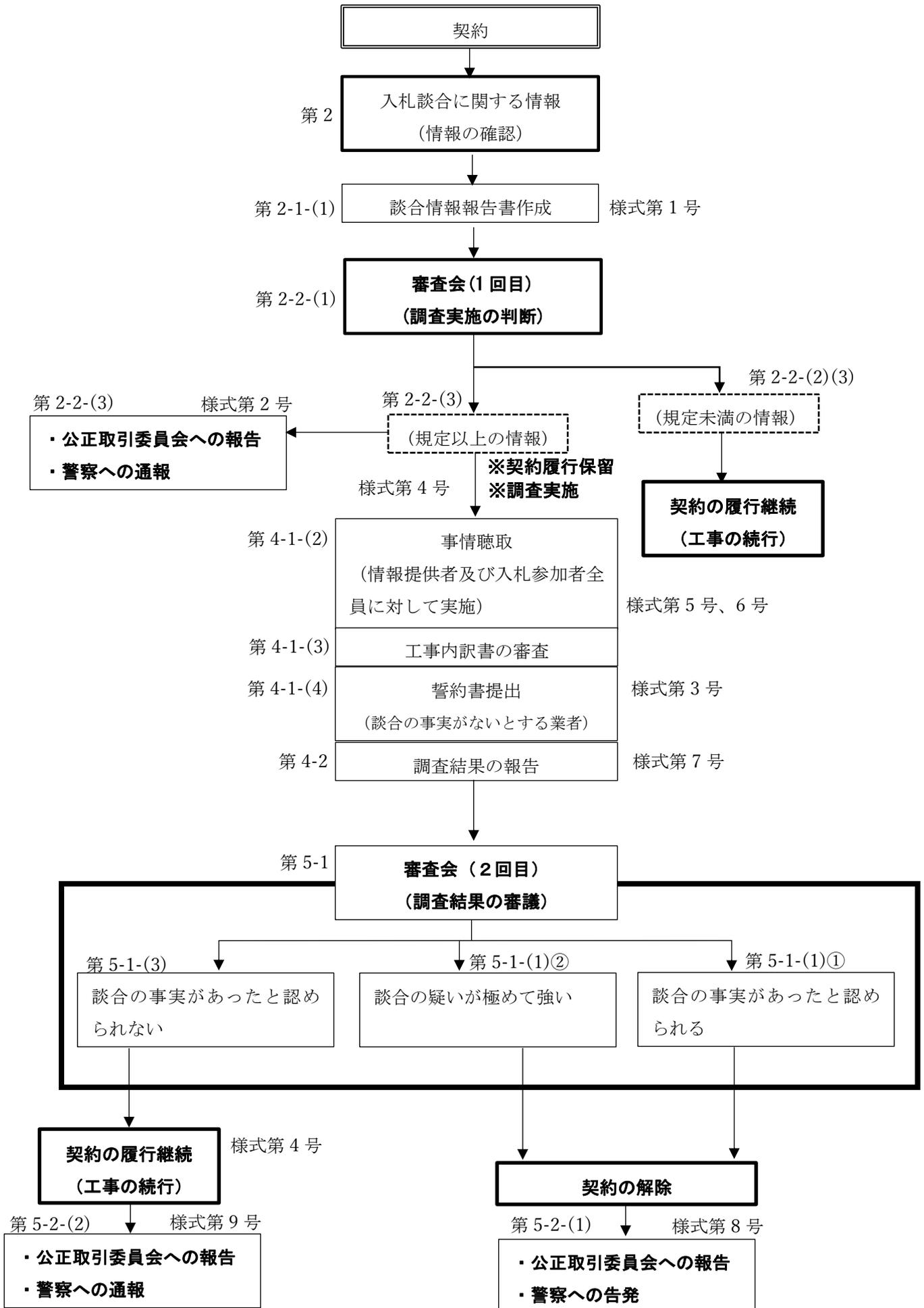
この要領は、令和2年10月15日から施行する。

別紙 1

◇開札前に談合情報を把握した場合



◇契約後から完工までに談合情報を把握した場合



談 合 情 報 報 告 書

情報を得た日時	年 月 日 () : 頃	
受信者 (所属・職・氏名)		
情報手段	電話 書面 面接 報道 電子メール FAX ()	
情報提供者の区分	匿名 実名 報道機関 市職員	
情 報 内 容 等	①情報提供者の氏名、連絡先等	氏名 連絡先
	②談合情報に係る入札の名称及び発注課名	
	③落札予定業者名	
	④落札予定金額	
	⑤具体的な談合情報の入手先	
	⑥談合が行われた日時及び場所	
	⑦具体的な談合の方法	
	⑧談合に関与した者の名称等	
	⑨談合の取りまとめ等を行った者の氏名	
	⑩落札予定業者の決定方法	
	⑪その他報告書に記載すべき事項	
当該案件の問合せ先		

- (1) 情報提供者の区分欄において、実名であっても連絡先を教えない場合は、匿名とすること。
- (2) 情報内容等欄については、聴取内容又は把握した事実を記載すること。なお、確認又は把握できなかった事項については、その旨を記載すること。
- (3) 入札参加者一覧表の資料を添付すること。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
九州事務所長 様
(宮崎県警察本部捜査第二課長)

えびの市長

入札談合に関する情報について (報告 (通報))

本市発注の下記入札等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑われる情報を把握しましたので報告 (通報) します。

記

1. 入札等の名称
2. 発注課名
3. 開札予定日/開札日 年 月 日 / 年 月 日
4. 情報の内容 (別紙報告書のとおり)
5. 談合情報への対応

(文書取扱: 課 係)

(様式第3号)

誓 約 書

年 月 日

えびの市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

印

印

共同企業体の名称 (共同企業体結成の場合)

代表構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

印

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

印

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

印

印

下記の入札等に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法令を遵守することを誓約し、入札等に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議ありません。

記

1. 入札等の名称
2. 発注課名

(様式第4号)

契約履行保留（再開）通知書	
契 約 名	
履行場所	
契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日
保留期間	
保留（再開）の理由	
上記契約の履行を 年 月 日から保留（再開）してください。 年 月 日 発注者 えびの市長 印 受注者 商号又は名称 代表者氏名 様	

事 情 聴 取 連 絡 票

連絡の相手方 (出席予定者)	業者名	
	受信者職・氏名	
	出席予定者の 職・氏名	連絡先
連絡内容 及び 連絡方法	事情聴取の日時	年 月 日 () 時 分
	事情聴取の場所	
	連絡方法	電話 ・ F A X ・ 電子メール・()
連絡の発信者	職・氏名	
連絡の相手方 (出席予定者)	業者名	
	受信者職・氏名	
	出席予定者の 職・氏名	連絡先
連絡内容 及び 連絡方法	事情聴取の日時	年 月 日 () 時 分
	事情聴取の場所	
	連絡方法	電話 ・ F A X ・ 電子メール・()
連絡の発信者	職・氏名	
連絡の相手方 (出席予定者)	業者名	
	受信者職・氏名	
	出席予定者の 職・氏名	連絡先
連絡内容 及び 連絡方法	事情聴取の日時	年 月 日 () 時 分
	事情聴取の場所	
	連絡方法	電話 ・ F A X ・ 電子メール・()
連絡の発信者	職・氏名	
連絡の相手方 (出席予定者)	業者名	
	受信者職・氏名	
	出席予定者の 職・氏名	連絡先
連絡内容 及び 連絡方法	事情聴取の日時	年 月 日 () 時 分
	事情聴取の場所	
	連絡方法	電話 ・ F A X ・ 電子メール・()
連絡の発信者	職・氏名	

- (1) 事情聴取対象者への連絡は、原則として係長職以上の者が電話により行うこと。
- (2) 入札参加者に対する連絡は、調査対象となる入札等の事務を担当する営業所等に行い、緊急の連絡に対応するため、事務担当者の連絡先（携帯電話の番号等）を確認すること。
- (3) 共同企業体の場合は、原則として構成員の代表者に対して行うものとし、各構成員に対しては必要に応じて行う。

事 情 聴 取 書

1. 事情聴取日時	年 月 日 () 時 分
2. 事情聴取場所	
3. 事情聴取者 (所属・職・氏名)	
4. 入札等の名称	
5. 事情聴取対象者 (所属・職・氏名)	
質問	聴取内容
①この事情聴取には、あなたが会社を代表して来ていますか。	
②貴社がこの入札に参加することを他社に話したことがありますか。	
③ (②が「ある」場合) 誰に、いつ、どのようにどんなことを話しましたか。	
④他社から、貴社が入札に参加するのかと聞かれたことがありますか。	
⑤ (④が「ある」場合) 誰から、いつ、どこで、どのように聞かれましたか。	
⑥この入札について、他社と何らかの話し合い等をしたことがありますか。	
⑦ (⑥が「ある」場合) どのような内容ですか。	
⑧入札前に落札者を決定する行為は談合だと思いますか。	
⑨この入札について、談合情報がありましたが、談合の事実がありますか。	
⑩誰かが落札者を調整しているとの話を聞いたことがありますか。	
⑪今回の談合情報に関して、何か心当たりはありますか。	
⑫再度確認しますが、談合はないということですか。	
⑬談合がないのであれば、誓約書を提出してもらえますか。	
⑭誓約書を公正取引委員会及び警察署へ提出してもよろしいですか。	
⑮その他確認事項	
提供を受けた資料	

※質問事項は入札等の内容等に応じて追加・修正すること。

調 査 報 告 書

えびの市建設工事等
入札参加資格等審査会会長 様

指名審査員
事務局

下記入札等に係る談合情報に関する調査が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

入札等の名称	
事情聴取日	年 月 日 ()
調査を行った者の名称等	(別添事情聴取書のとおり)
調査を行わなかった者の 名称及びその理由	
事務局の意見	

(添付資料)

- ・ 入札公告又は指名競争入札参加通知書 (有・無)
- ・ 開札調書 (有・無)
- ・ 工事費内訳書 (有・無)
- ・ 事情聴取連絡票 (有・無)
- ・ 事情聴取書 (有・無)
- ・ 誓約書 (有・無)
- ・ その他提供を受けた資料 (有・無)

公正取引委員会事務総局
九州事務所長 様
(宮崎県警察本部捜査第二課長)

えびの市長

入札談合に関する情報について (通知)

年 月 日付け (第 号) で報告した本市発注の下記入札等に係る談合情報について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実を確認しましたので通知します。

記

1. 入札等の名称
2. 発注課名
3. 開札予定日 / 開札日 年 月 日 / 年 月 日
4. 開札結果 談合情報どおりの業者が落札した。
5. 事情聴取 年 月 日実施
6. 調査結果 談合の事実があったと認められた。
7. 談合の事実があったと認められた理由
8. 添付資料 入札公告又は指名競争入札参加通知書、開札調書、事情聴取書、誓約書

(文書取扱: 課 係)

公正取引委員会事務総局
九州事務所長 様
(宮崎県警察本部捜査第二課長)

えびの市長

入札談合に関する情報について (報告)

年 月 日付け (第 号) で報告した本市発注の下記入札等に係る談合情報について、調査結果等を報告します。

記

1. 入札等の名称
2. 発注課名
3. 開札予定日 / 開札日 年 月 日 / 年 月 日
4. 開札結果 談合情報どおりの業者が落札した。
(談合情報と異なる業者が落札した。)
5. 事情聴取 年 月 日実施
(談合情報と異なったため、実施せず。)
6. 調査結果 談合の事実があったと認められなかった。
7. 契約 落札者と契約を締結する (した)。
(〇〇により、入札を無効とした。)
8. 添付資料 入札公告又は指名競争入札参加通知書、開札調書、(事情聴取書、誓約書)

(文書取扱: 課 係)